

令和6年3月8日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

東京国税局
徴収部 管理運営課長

電子納税証明書（PDFファイル）利用の周知について（依頼）

税務行政につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴連合会会員の皆様におかれましては、入札参加資格に関する審査を受けるための添付書類として、国税の納税証明書を取得される場合があると存じております。

国税庁においては、納税者の皆様の利便性向上のため、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指す観点から、e-Taxを利用して請求から受取までできる「電子納税証明書（PDFファイル）」を導入し、その利用についての周知・広報に取り組んでおります（別添資料参照）。

メリット

- 1 税務署に行く必要がなく、非対面で請求から受取までできます！
- 2 電子納税証明書（PDFファイル）は何度でもお使いいただけます！
※ 受領から90日間ダウンロード可能です。
- 3 電子納税証明書（PDFファイル）は何枚でも印刷できます！
※ 1税目・1年度・1枚当たり370円と、書面請求（400円）に比べ安価です。
※ 複数枚印刷しても追加の手数料は発生しません。

そのため、例年のお願いとなり大変恐縮ではございますが、電子納税証明書（PDFファイル）の利用について、会員の皆様へ周知していただくとともに、貴連合会のホームページへ別添資料を掲載していただくなど、広報にも御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、納税についても、ダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付の推進に取り組んでいるところですので、併せて周知・広報に御協力いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

東京国税局 徴収部 管理運営課
連絡調整官 丸山
運営担当 富永・田口
Tel03-3542-2111（内線 3224・3233）

\\さらに便利に!\\

電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!



メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット ②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成

税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

- ▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続です。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は
現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求 (来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書 (電子交付用)」から、PDF データを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

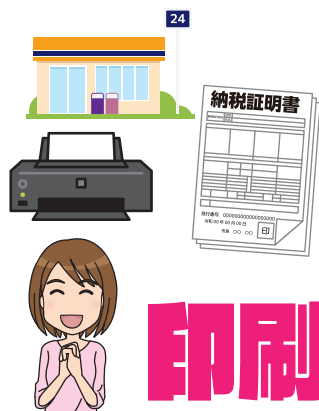
②PDF ファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書 (PDF ファイル) をダウンロードします。

電子納税証明書 (PDF ファイル) は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書 (PDF) ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます (印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

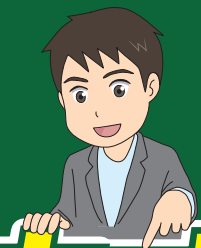
電子納税証明書 (PDF ファイル) は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書 (PDF ファイル) の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。



令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります



新デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住 所(所在地) 東京都千代田区霞が関3丁目1-1
氏 名(名 稱) 国税 太郎

税 目	申告所得	納 付 す べ き 税 額		納 付 済 額	未 納 税 額	法定納期限等
		申 告 額	更正・決定後の額			
年度及び区分						
令和1年 分						
本税		¥0	*****	¥0	*****	*****
令和2年 分						
本税		¥0	*****	¥0	*****	*****
		以	下	金	白	

(備 考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

税管(証明)第 000001 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇税務署長
財務事務官 〇〇 〇〇
署長印

旧デザイン (A4サイズ)

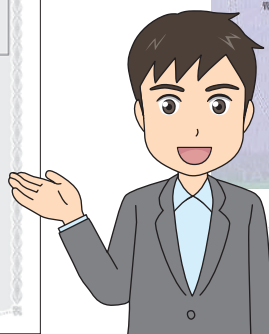
納税証明書
(その1・納税額等証明書)

住 所(所在地) 千葉県船橋市旭町1丁目1-6
氏 名(名 稱) 国民商事 株式会社
代表者 代表取締役 国税 品

税 目	法人税	納 付 す べ き 税 額		納 付 済 額	未 納 税 額	法定納期限等
		申 告 額	更正・決定後の額			
年度及び区分						
(旧)平成29年1月1日 (旧)平成29年12月31日 本税		無	*****	無	無	*****
(旧)平成29年1月1日 (旧)平成29年12月31日 本税		無	*****	無	無	*****
		以	下	金	白	

(備 考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

税管(証明)第 〇 号
610000000



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書の QR コードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> ➡

